

監査結果公表第17-9号

定期監査の結果の公表について

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定による定期監査の結果について、同条第9項及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

平成17年6月24日

八尾市監査委員	西 浦 昭 夫
同	北 山 諒 一
同	三 宅 博
同	田 中 久 夫

記

- 1 定期監査
企画財政部の内旧財政部
- 2 監査の結果
別紙のとおり
- 3 問合せ先
八尾市本町一丁目1番1号
八尾市監査事務局
電話番号 0729 - 24 - 3896 (直通)
- 4 その他
監査結果については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページでも閲覧できます。

八尾市長 仲村 晃義 様
八尾市議会議員 杉本 春夫 様

八尾市監査委員 西 浦 昭 夫
同 北 山 諒 一
同 三 宅 博
同 田 中 久 夫

定期監査結果報告書

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定による定期監査等を実施したので、その結果について同条第9項の規定により提出する。

記

1 監査の実施期間

平成17年3月1日から平成17年5月27日まで

2 監査の対象部局

企画財政部の内旧財政部（財政課・管財課・市民税課・資産税課・納税課）

3 監査の対象事項及び範囲

監査の対象事項 財務事務等

監査の範囲 平成15年度及び平成16年度上半期の事務事業

4 監査の目的及び着眼点

財務事務等が関係法令に従って適切、かつ効率的に行われているかどうかを主眼とし、事前に監査資料の提出を求め、関係書類を審査し、かつ、担当職員からその執行状況の説明を聴取し質問を加える等の方法で実施した。

5 監査の結果

財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について、次の指摘事項のとおり、注意、検討又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、改善を要するものについては、その措置を講ずるとともに、改善の措置を講じたときは、遅滞なく通知されたい。

なお、今回の監査を執行した監査委員について、平成17年5月19日までは高田寛治、西川訓史両氏が監査を執行したことを申し添える。

【財政課】

文書事務について

伺書において決裁日の記入のないもの、鉛筆で記入されているもの、また、決裁前に決裁日、施行日、完結日が記入されているものが見受けられたので、適正な事務処理に改められたい。

【管財課】

1 文書事務について

- (1) 伺書で施行日が未記入なものが多く見受けられ、また、随意契約における適用条項の記載がないものや、根拠法令等の誤記が見受けられたので適正な事務処理に改められたい。
- (2) C D - R化の委託業務の業務着手届等において提出日が未記入なものや、普通財産の使用に係る依頼書で一部鉛筆書きが見受けられたので適正な事務処理に改められたい。

2 支出事務について

土地測量業務等の支出負担行為において、支出負担行為日が業務着手日のあとになっている等適切でないものが見受けられたので、適正な事務処理に改められたい。

3 財団法人八尾市開発協会解散に伴う残余財産について

平成 16 年 8 月 11 日に現金 3 億 9,954 万 6,788 円、土地 2,396.57 m²、有価証券額面 1 千万円が市に引き継がれたことを確認した。

4 八尾市土地開発公社保有地について

八尾市土地開発公社保有の事業計画の確定していない公共事業用地については、「公有地有効活用検討委員会」の最終報告に沿って事業化、処分を行うなど有効活用の促進に努められたい。

平成 16 年 3 月末八尾市土地開発公社保有状況

	面積 (m ²)	取得原価 (円)	金利 (円)	帳簿価格 (円)
土地	78,244.09	10,092,539,505	2,138,554,467	12,231,093,972
補償	---	389,747,140	459,187,442	848,934,582
その他経費	---	103,030,138	17,113,610	120,143,748
合計	78,244.09	10,585,316,783	2,614,855,519	13,200,172,302

【市民税課】

1 文書事務について

伺書において、八尾市公文書公開条例に基づく取扱区分の記載が誤っているもの、決裁日等の鉛筆書きや記入漏れ、見積書に日付の記入のないものが見受けられたので、適正な事務処理に改められたい。

2 支出事務について

業務委託等の支出負担行為書において、支出根拠となる明細書、内訳書の添付のないもの等が見受けられたので、適正な事務処理に改められたい。

3 個人情報の取り扱いについて

平成 17 年 5 月 12 日に発生した、市民税・府民税特別徴収税額変更前の決定通知書の封入封緘業務受託業者先における盗難事件に関し、個人情報を取り扱う業務全般にわたり八尾市個人情報保護条例を厳守し、必要な措置を講じられたい。

【資産税課】

1 文書事務について

伺書で過剰決裁をされたもの、八尾市公文書公開条例に基づく取扱区分が未記入または適切でないもの、及びリース契約等の随意契約において根拠法令等を誤ったものが見受けられたので改められたい。

2 非課税適用申請等について

申請受付後の現地調査書について、調査日、調査員氏名等の記録がないものが見受けられたので改善されたい。

3 契約事務について

封入封緘業務等の委託契約について、随意契約理由が不十分なものが見られたので、適正な処理方法を検討されたい。

【納税課】

1 文書事務について

伺書において処理年度の誤っているもの、八尾市公文書公開条例に基づく取扱区分の記載で不適切なものが見受けられたので、適正な事務処理に改められたい。

2 還付事務について

- (1) 市税の過誤納金を還付する場合は、歳入還付または歳出還付のいずれかの手続きとなるが、歳出還付として処理すべきものが歳入還付として処理されているものが見受けられたので、今後は適正な事務処理に努められたい。
- (2) 法人市民税用の還付加算金支払通知書兼領収書における還付加算金の計算欄で、加算金額は正しく計算されているものの、算定基礎となる還付金額、算定期間の表示が不適切なものが見受けられたので、適切な表示に改められたい。